

## 令和3年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和3年11月12日（金）午前10時00分より、令和3年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

### 1. 出席議員 6名

1番	原 隆夫	2番	富永 訓正	3番	鈴木 拓也
4番	石川 修	5番	石居 尚郎	6番	小川 龍美

### 2. 欠席議員 0名

### 3. 出席説明者

管理者	橋本 弘山	副管理者	杉浦 裕之
教育長	桜沢 修	会計管理者	島田 裕樹
代表監査委員	渡辺 晃		
事務局長	石田 哲也	給食課長	友野 裕之
庶務係長	所 貴之	職員係長	小山 健一
管理給食係長	瀧島 淳介		

### 4. 本日の日程は、次のとおりである。

#### 議事日程（第1号）

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	一般質問
日程第 4	認定第 1号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 9号 羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第10号 令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）
日程第 7	議案第11号 令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について
日程第 8	議案第12号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 9	議員派遣について

開会時刻 午前10時00分

○議長（小川龍美） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に管理者から発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申しあげましたところ、大変お忙しい中、議員各位のご出席を賜り開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さらに、10月5日には、当組合の令和2年度歳入歳出決算審査を開催し、渡辺代表監査委員、石川監査委員より、厳正なる審査を行っていただき、誠にありがとうございました。

なお、決算審査結果を後ほどご報告していただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、現在の組合事業の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますが、新型コロナウイルス感染症に対しましては、感染者が減少しているとはいえ、依然として予断を許さない状況でありますので、職員の感染予防に万全を期して対応に努めております。

施設及び設備の維持管理につきましては、夏季休業期間中に、第1センターにおいて調理室の床塗り修繕、消毒保管機と蒸気回転釜の交換修繕等を行い、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスの取れた多様な献立の提供に加えて、食材の安全性の確保、地場産野菜の活用、食文化の次代への伝承等、様々な課題への対応が求められております。今後も、さらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

なお、本日、ご提案申し上げます案件につきましては、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定についてなど5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小川龍美） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、3番 鈴木拓也議員、4番 石川 修議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については登壇すべき演台がありませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、発言を許します。2番富永訓正議員。

○2番(富永訓正) おはようございます。2番、公明党の富永訓正でございます。

通告書に従いまして1項目、施設の老朽化に伴う給食センターの今後について、一般質問をさせていただきます。

羽村・瑞穂地区学校給食センターは、昭和46年4月に羽村市、当時の羽村町と瑞穂町を組織町として、学校給食事業を共同処理するため設立された羽村・瑞穂地区学校給食組合により運営されています。第1センターは昭和47年5月、第2センターは昭和54年4月に運用が開始され、この2つのセンターから、羽村市・瑞穂町の小学校12校、中学校5校の計17校へ2つのセンターから学校給食が提供され、栄養バランスに優れ、献立、味も工夫され、児童・生徒にも大変喜ばれております。今後も長期にわたり、これまでと同様に安全でおいしい給食の提供ができる体制を維持していく必要があります。

しかしながら、学校給食組合が設立されて既に50年が経過しており、これまでに第1センターは平成20年に耐震化工事が完了し、第2センターは耐震性を有していると聞いておりますが、どちらも施設の老朽化は否めない状況ではないでしょうか。

羽村市公明党会派では、これまでに所定の手続を経て調理室を含めた調査視察を実施しております。また、他自治体運営による食物アレルギー対応の複数の給食センターも視察してきました。これらの視察や調査を踏まえて、これまで学校給食組合、羽村市また瑞穂町でも一般質問等が行われてきた中で、施設の老朽化とともに限られたスペースの現状の設備では、アレルギー対応食の提供に対する難しい課題も明らかになっております。

少子化の流れのある中、施設の老朽化やアレルギー対応食への課題に伴う給食センターの今後について、どのように考えておられるか、以下、質問いたします。

(1) 施設の老朽化、調理関連設備等に対する現状と課題をお聞きします。

(2) 施設の老朽化、調理関連設備等に対する課題の共有、今後の給食センターのあり方の方向性、そのためのコンセンサスを得るためにも、これからのセンターのあり方への構想と協議を、羽村市と瑞穂町、学校給食組合の間で早急に始めるべきではないでしょうか。

以上、ご答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長(小川龍美) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 2番富永訓正議員の質問にお答えをいたします。

ご質問の「施設の老朽化に伴う給食センターの今後について」の1点目、「施設の老

朽化、調理関連設備等に対する現状と課題を聞く」についてですが、当センターの施設・設備については、計画的に改修や更新を行い、これまで良好な状態を維持してきましたが、建築後年数が経過していることもあり、大きく3つの課題があると捉えております。

1つ目の課題は、施設・設備の老朽化についてです。

当施設は、運用開始後、年数が経過し、建物を含め、調理機器や給排水の設備など様々な部分で老朽化や経年劣化が進んでいることもあり、改修や更新が必要となることが課題と考えています。

2つ目の課題は、衛生管理についてです。

学校給食の適切な衛生管理を図るため「学校給食衛生管理基準」があり、現在の両センターにおいても、この基準に沿った衛生管理に努めていますが、施設の老朽化や狭さのため、床が乾いた状態で作業するドライシステムでの運用、泥や埃などの異物が付着している食材を取り扱う区域と調理する区域の明確な区切りなどの運用に課題があります。

なお、こうした課題を解決するには、建物の増築や設備の入れ替えなど、大規模な改修が必要となることが考えられます。

3つ目の課題は、児童・生徒のアレルギーへの対応についてです。

現在、2つのセンターでは、施設面において、老朽化や限られた調理スペースの実情から、アレルギー除去食等の提供が困難な状況となっています。今後、アレルギー除去食等を提供していくための設備等の整備が課題であると考えています。

次に、ご質問の2点目「施設の老朽化、調理関連設備等に対する課題の共有、今後のセンターのあり方、方向性、そのためのコンセンサスを得るためにも、これからのセンターのあり方への構想と協議を、羽村市と瑞穂町、学校給食組合の間で早急に進めるべきでないか」についてですが、お尋ねにありましたとおり、第1センターは築後50年、第2センターは築後43年が経過しています。多摩地域では、同じような時期に給食センターを建設した自治体で、施設の更新や整備計画の策定などを行っていると感じております。

私が、給食組合の管理者に就任して給食センターの現状について説明を受けた際に、現在の施設は、平成20年に耐震補強工事を実施した経緯はありますが、施設の老朽化や衛生管理に関する課題がある中で、今後も学校給食の安定的供給及び食育の推進を図るためには、近い将来、施設の更新も必要と考え、現在の給食センターの課題を把握するとともに、施設の更新におけるその方向性を検討するように指示をいたしました。

現在、組合事務局において、施設や設備の課題の抽出や、他の給食センターの更新計画や整備計画を参考に、給食センターのこれからの方向性について基礎的な資料の取りまとめを行っているところであります。

今後は、事務局で取りまとめた課題や方向性を基に、学校給食組合教育委員会のみならず、両市町教育委員会も含めて協議を進め、施設更新の基本となるこれからのセンターのあり方をまとめていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） ご答弁ありがとうございました。

それでは、質問項目の（１）（２）を併せて再質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

初めに、児童・生徒の健全な成長のためにも学校給食の果たす役割は非常に大きいわけですが、ご答弁の中で大きく３つの課題があると。施設の老朽化、衛生管理、それとアレルギー対応、この大きな３つが課題としてあるというご答弁でした。

現在の施設では対応が非常に難しいということになってくると思うんですが、特に食物アレルギーについては、個々の状況によりまして一人ひとり対応する必要がありますから、これも大きな３つの中の大きな課題の１つであると認識しております。

喫緊に、あるいは近い将来、施設の更新について、あるいは学校給食の今後のあり方や方向性について、方向性を導き出していかなければならないことは、これは必然的なことであると思います。

そうしたことを関係団体の中でスピード感を持ってしっかりと検討を早急に進めていただきたいというふうに、ご答弁にも検討するという部分がありましたけれども、早急に進めていただきたいというふうに思いますが、改めてその辺をお伺いします。

○議長（小川龍美） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） では、再質問にお答えさせていただきます。

今、議員のご質問のとおり管理者がお答えいたしました。まずは、事務局のほうで各多摩地域の自治体で行っている更新計画ですとか整備計画についての資料を取り寄せて、その内容を確認し、私どもの給食センターの抱える３つの課題に対する対応の方法ですとか、その方向性をまとめたものを、年度内にでも私どものほうでまとめさせていただいて、それに基づいて羽村市教育委員会、瑞穂町教育委員会、私どもの組合教育委員会と三者で協議をして、あるべき方向性を出していきたいと思っておりますので、遅れることなく行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○２番（富永訓正） ありがとうございます。よろしくお願いします。

令和２年度の事務報告書を見ますと、児童・生徒数の推移が年々減少をしているように思います。令和２年度の給食対象者数が６，５０９人、教職員等を含め７，１００人ほどとなっておりますけれども、一方で、給食センターの調理能力ですが、第１センターが１万食、１日当たりですね。第２センターが６，０００食というふうに聞いております。小学校、中学校では献立も違うので一概には言えない部分もありますけれども、給食センターの調理能力、食数から言えば、創意工夫によって第１、第２どちらか一方の給食センターで賄うというのも技術的には十分可能ではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） ただいま議員ご指摘の件についてお答えいたします。

組合の調理能力につきましては、事務報告書の１ページのところに数字が記載されているので、ご覧いただければと思います。

第１センターにつきましては、給食能力１万食、第２センターにつきましては、能力６，０００食という形で記載をさせていただいておりますが、この数字につきましては、施設が建設できた当時の最大能力という形になっておりまして、既にもう５０年や４３

年たっておりますので、能力的にも落ちてはきています。

また、当時は給食の提供の品数が1品少なかったという形もありますので、現在の主食、副食を合わせて4品という形で作るとなると、能力的にはどちらかのところに、例えば、第1センターに集約をしてというような形では難しいものと考えております。以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 給食能力の食数、現状は建設当時より大分落ち込んでいるということでもありますけれども、そうであれば、この事務報告書にも今現在でも1万食、6,000食となっているわけですから、これ勘違いしますよね。今でもこうなのかなというふうに思いますので、その辺を補足するとか、数量、食数に関してですね、その辺の説明が必要じゃないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

どちらかの一方の給食センターで給食の提供を賄うことが現状難しいということですので、例えば、どちらか1か所に集約して、空いたほうを更新をかけるとかそういう考え方がちょっと難しくなってくるのかなというふうに思いますけれども。敷地面積の問題もあるかもしれませんが、法例に基づく例えば施設の高層化ですとか、工夫次第で大きく道は開けてくるのかなと思いますし、第1、第2どちらか一方にも集約できるということになれば、そのどちらか一方を売却するとか、それを原資にして新たな場所の確保の一部に使うということも考えられますので、そうしたことも含めて十分検討していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） お答え申し上げます。

現在、羽村の第1センター、第2センターでは、小学校と中学校の給食を合わせて、教員の分ですとか、職員の分も合わせまして、約7,200食を提供しております。

そうしますと、ここで多摩地域で新しく整備計画ですとか更新計画を立てている計画を見ますと、おおよそ7,000平米ぐらいを計画しています。

例えば、あきる野市ですが、7,000食の計画を立てていて、敷地面積については7,500から8,800平米必要ではないかという形のものになっております。また、青梅市は8,000食なんですけど、青梅市については、根ヶ布の調理場跡地ということで約5,000平米ほどを計画しているという形です。

また、平成29年に組合議会として視察に行きましたふじみ野市の菜の花学校給食センター、これ7,000食の調理センターなんですけど、敷地面積は約6,000平米という形になっております。

現在、羽村の第1センター、第2センターは、事務報告書1ページに敷地面積が掲載されておりますが、約2,000平米という形になっております。この関係で、例えば、搬入の業者がセンターに入れないということで路上に止まっていたりすることがありますので、今後、もし新しく造る場合、集約して造る場合については、少なくともこの面積よりは大きい敷地が必要になってくると思いますので、例えば、第2センターのほうを建替えという形でも、ご存知だと思いますが、周りはもう既に工場があつて、拡大することが難しい。第1センターにつきましては、少し周りにまだ土地がございますが、そこを合わせてその土地が確保できるのかということも課題だと思いますので、そこを

含めて、また今後検討をしていく中で、高層化でその敷地面積が少し小さくできて高さをするような形になっていけば、それに合った場所も探していかなければならないという形になると思いますので、今後検討していく中で、具体的な数値等を考えていきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 分かりました。ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

また、施設の更新に伴ってPPPやPFI等の官民の連携や施設運營業務の一部民間活用など、積極的民間活用の検討も同時に考えていく必要があるのかなというふうに考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 先ほど管理者の答弁の中で、多摩地域でも更新計画とか建設計画が進んでいるというご答弁をさせていただきました。その計画を見ますと、今までのように直営で自分たちのところで建てて直営で行うとかというほかに、PFIについても並行して検討しているような形になっております。

当然、組合としても、新たにもし更新をする場合については、従来の方法だけでなく、PFIも含めて費用対効果等を検証して、効率的な方法を検討していく必要があると思ひますので、それは積極的に検討していきたいと思ひます。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） はい、分かりました。

今回質問させていただいたことは、過去にも学校給食検討委員会で検討されたことでもあると思ひます。また運営審議会等でも議論された部分であるのかなというふうには認識しておりますけれども、しかしながら、今回質問させていただいたことは、早急に方向性を決めていかなければならない時を迎えているということから質問させていただきました。

学校給食が果たす役割は、児童・生徒の健全な成長のためにも非常に大きな課題で重要なことであると思ひますので、ぜひスピード感を持って関係団体での検討協議を進めていただきたいということを申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川龍美） これをもちまして一般質問を終わります。

しばらく休憩といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（小川龍美） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 認定第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきまして、ご説明いたします。

令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億3,990万

1, 821円、歳出総額3億6, 835万7, 295円、歳入歳出差引残額7, 154万4, 526円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8, 601万8, 000円で、歳入総額の87.75%を占めております。

次に、前年度繰越金は4, 775万5, 724円で、10.86%であります。

次に、歳出であります。議会費は69万7, 318円で、歳出総額の0.19%を占め、事務所費は9, 145万4, 857円で、歳出総額の24.8%を占め、教育費は2億7, 620万5, 120円で、歳出総額の74.98%となっております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、認定第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきましてご説明いたします。

決算書の8ページからの事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですが、お聞きいただければと思います。

初めに、歳入でございます。

第1款分賦金の収入済額は、3億8, 601万8, 000円で、前年度と比較して91万9, 000円の増でございます。

次に、第2款繰越金の収入済額は、4, 777万5, 724円となり、前年度と比較して1, 684万260円の増でございます。

増額の主な要因は、経費の節減に努めたことや、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、令和2年3月に緊急事態宣言の発出により、小中学校が臨時休業になったことに伴い給食の提供が休止となり、3月の給食の調理に係る光熱水費や配送業務委託など給食の提供に係る経費の支出がなくなり、令和元年度決算において不用額が増加したため、結果として繰越金が増加しました。

次に、第3款の諸収入の収入済額は、610万8, 097円で、前年度と比較して598万7, 262円の増でございます。

増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、小中学校が臨時休業し、給食提供業務が休止になったことにより、食材納入事業者に対して、既に発注していた食材にかかるキャンセル料について、学校臨時休業対策費補助金の交付を組織市町を通して受けたことによりです。

以上、歳入の収入済額の合計は、4億3, 990万1, 821円でございます。収入済額は、前年度比2, 374万6, 522円、5.71%の増となっております。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款議会費の支出済額は、69万7, 318円で、支出の構成比率は0.19%でございます。

歳出の主なものは、議員報酬、交際費、会議録作成委託料でございます。

次に、第2款事務所費の支出済額は、9, 145万4, 857円で、支出の構成比率は24.83%でございます。

まず、第1目一般管理費ですが、支出済額は9,139万9,857円で、執行率90.47%でございます。

支出の主なものは、正副管理者及び事務職員の人件費、施設や設備の維持管理に係る経費でございます。

なお、不用額の主な理由でございますが、3職員手当等の時間外勤務手当が当初見込みより少なくなったこと、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げによること、4共済費の職員共済組合負担金が、育児休業者の発生により共済費免除になったこと、10需用費の法規追録代が当初見込みより例規の改正が少なかったこと、13使用料・賃借料で、財務会計等システム機器賃借料で、新たな財務会計システムの切替え時期が当初の予定より遅れたことなどによるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第2項監査委員費でございますが、支出済額は5万5,000円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。

支出済額は2億7,620万5,120円で、執行率は90.87%、支出済額の構成比率は74.98%でございます。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、支出済額は12万3,418円で、主なものは、教育委員会委員への報酬でございます。

次に、第2項保健体育費ですが、支出済額は2億7,608万1,702円でございます。

第1目学校給食費の支出済額は、第2項保健体育費と同額の2億7,608万1,702円でございます。

内訳ですが、1報酬は、支出済額が3,097万7,252円で、運営審議会委員及び会計年度任用職員報酬でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

10需用費の支出済額は、5,348万3,151円で、手袋・マスク、洗剤、前掛、献立表用紙などの給食用消耗品、重油代、電気・ガス・水道料などの光熱水費のほか、施設及び備品の修繕費等でございます。

なお、不用額の主な理由は、1報酬の会計年度任用職員報酬が、調理師及び調理補助員の募集を行いました。が、定員に満たず、また、退職者もいたことによります。3期末勤勉手当の支給割合の引き下げによること、4共済費の会計年度任用職員社会保険料等が、調理師及び調理補助員の募集を行ったが、定員に満たず、退職者もいたことによります。10需用費のうち燃料費については、使用量が多い重油が予算積算時の見積単価より安価になったこと、学校の臨時休業や簡易給食の提供により使用量も見込みより少なくなったことなどによります。

次に、12委託料でございますが、支出済額が5,547万4,079円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等でございます。

なお、不用額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、4月、5月の給食提供がなくなった関係で、給食配送委託や残渣等収集運搬委託などの経費が少なくなったことなどによります。

次に、13使用料及び賃借料でございますが、支出済額は263万8,816円で、給食献立等システム機器などの賃借料でございます。

また、冷房器具借上料は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、4月、5月が臨時休業になった関係で、7月下旬から8月上旬まで給食提供を実施したことにより、職員の健康管理及び食品の衛生管理のため、スポットクーラーを第1・第2センターに各3台を賃貸借により設置した費用になります。

18ページ、19ページをお開きください。

17備品購入費は、支出済額が1,788万7,100円で、主なものは、平成11年度に購入したカップ洗浄機を、経年劣化による不具合の発生頻度の増加や年数経過による修繕部品の製造中止などに対応するために買換えたものでございます。

次に、第2目施設整備費でございますが、当初予算額は50万円で、支出はございませんでした。

次に、第4款公債費の当初予算額は1万2,000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費ですが、当初予算額は200万円、補正予算で3,277万5,000円を増額し、スポットクーラー賃貸借費用として91万3,000円を教育費・保健体育費・学校給食費・使用料及び賃借料へ充用いたしました。

以上、歳出の支出済額合計は、3億6,835万7,295円でございます。

20ページをご覧ください。

令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億3,990万1,821円、歳出総額が3億6,835万7,295円、歳入歳出差引額が7,154万4,526円、実質収支も同額でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後になりますが、24ページをお開きください。

物品関係の調書でございます。決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小川龍美） 以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○代表監査委員（渡辺 晃） 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月5日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、石川委員とともに橋本管理者、島田会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査に当たりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続きにより作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令

に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

詳細につきましては、審査意見書に記しましたとおりであります。

以上、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議長（小川龍美） 以上をもって監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 何点かありますので、最初3点程お聞きして、ほかの議員に譲り、もし質疑がなければ、もう1回したいと思います。

1点目は、決算書14、15ページ。学校給食費の中の会計年度任用職員さんですけれども、先ほどご説明がありまして、予算では3,800万円だったんですけれども、これが3,000万円ほどにとどまった説明があったんですけれども、募集に対して定員に及ばなかったということなんです。何人募集して、何人応募があって、何人採用したということだったのか。それから、今、時給はお幾らになっているのか、1点目お聞きいたします。

2点目は、決算書16ページ、17ページですけれども、真ん中より少し上の辺りですけれども、10の需用費の中の施設修繕料、それから、その下の備品等修繕料、いずれも予算よりも非常に金額が高くなっておりまして、施設修繕料に関しては590万円ほどの予算に対して決算が1,400万円、それから、備品等修繕料は300万円ほどの予算に対して500万円ほどの金額と。先ほど、もしかして冒頭で管理者が一言触れた中身だったのかなというのを感じたんですけれども、この増額の理由ですね。

また、予算には見積りと比べて大きく増えてしまったのはなぜなのかという点です。まず、3点お尋ねします。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、順番にお答えいたします。

初めに、14、15ページの会計年度任用職員の予算の関係についてでございますが、当初、議員おっしゃるとおり、予算編成においては予定人数を組んで予算計上しておりました。結果、この当時の予算編成上の人数では、調理補助員が34人、まず予算計上しております。また、嘱託の調理員を6人で予算計上しております。それから、嘱託の栄養士を2人予算計上しておりましたが、実際では、調理補助員が27人、それから、嘱託の調理員については5人、途中で1人お辞めになっていますので、最終的には4人となっております。それから、嘱託の栄養士については2人のところが1人という形で、実際は予算計上よりも少ない人数となっております。

その結果を受けまして募集等を行いました。実際には、ハローワークの登録であったり、それから、羽村市、瑞穂町の広報に掲載させていただき、また、新聞の折り込み広告、これも1回募集をかけております。

以上の結果、その不足人数を募集するため、募集の人数というのは若干名ということで募集をさせていただきましたが、実際には、募集で応募が15人来ました。面接等を行いまして、合格、採用に至った方は3名と、実際にはなっている状態でございます。

また、そのときの時給単価でございますが、調理補助員については、1時間当たり1、

020円、それから、嘱託の調理員については、1時間当たり1,300円、それから、嘱託の栄養士については、1時間当たり1,560円という形になっております。

以上が1点目となります。

それから、2点目の修繕、16ページ、17ページの修繕料等に関してですが、こちららも当初予算編成上では、計画的な予算のために修繕等を上げさせていただきましたが、年度に入りまして、実際、8月等を中心に定期点検等を行った結果、実際には当初予算にありませんでした多数の修繕が発生したことによる増額ということで、こちらについては、年度内に同様の需用費の中から流用させていただいて対応した結果となっております。結果的には、修繕料等が当初予算より増額となった結果となりました。以上です。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 分かりました。

1点目の会計年度任用職員なんですけれども、募集をしまして3人を追加で採用ということでした。これは内訳として、どこのカテゴリーの雇用ということになったのか。

また、必要とされる人数に対してかなり少ない人員で業務を行ったという形になったわけなんですけれども、実際の仕事の上で、例えば、なかなか時間内に終わらなかったとか、あるいは担っていただいている方に非常に大きな負担がかかったり、また、衛生状態なんかを保持する点で思うようにいかなかったとか、人が少ないがゆえの困難さというものが生じたのかどうか、その辺詳しく教えてください。

それから、もう1点の修繕のほうなんですけれども、多数の修繕が発生してしまったということで、これも老朽化の一つの現れなんじゃないかというふうに、さっきの一般質問なんかも聞いて思っていたんですけれども、ちょっと具体的にどんな中身だったのかと。全てではなくて主なもので構いませんので、どういうところが想定していなかった修繕が発生したということだったのか、ちょっと詳しくご説明いただければと思います。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、お答えいたします。

初めに、1点目の採用に関係していることですが、先ほどこちらのほうで申し上げました3名採用ということですが、この内容の職種については、調理補助職ということで3名採用させていただいております。

また、人数が定員に満たないということで、現場ではどうかということでございますが、実際、協力し合ってやっているということは事実でございますが、中には、調理補助で、基本的には午前、午後で3時間ずつ別の方が働かれるというパターンが多々なんですけど、中には希望として1日通しで働きたいというような方もいらっしゃいます。実際、3名ほどいらっしゃるんですが、そういったことを含めると、27名のところ30名程度の人員確保という形にはなるのかなと思いますが、そのような形で工夫しながら、現場では正規調理員等を含めて、実際協力体制を敷きながら現在運用しているところでございます。

それから、2点目の修繕に関係するものでございますが、主なものを申し上げますと、例えば、第1センターのボイラー、これはお湯を沸かすためのものでございますが、こちららも8月の点検等によりまして、亀裂等が入ってファンから蒸気漏れを起こしている

というのが発見されたりですとか、あとは第1センター、第2センター、これも消防用の設備、火災報知器とか受信盤関係でございますが、そちらのようなのが点検の結果、作動が十分にしていない。例えば、火災報知器が老朽化により感知が十分でないとか、そういったものも指摘がありまして、火災等になってしまった場合のことを考えると危険性が伴いますので、直ちに修繕が必要と考え、改めて流用等に対応したという形がございます。

それから、あと1つ大きなものとしては、第1センターの敷地の中に浄化槽がございます。これは第2センターもございますが、センター内で発生した汚れた水等を浄化して屋外に排出するというものでございますが、こちらもセンターの設立当初から基本的には使い続けているもので、老朽化が進んでいるものでございます。こちらも中に空気を送り込む装置とかがございますが、こちらも一度オーバーホールを過去にしたんですが、またここで調子が不具合を生じてまいりまして、最終的にはその機械を緊急で取り換えた作業がございます。

また、併せて浄化槽内に各槽が何層かあるんですが、そこに空気を送り込む管がずっと通っています。こちらもやはり設立当初からのものを使っていたので、腐食や目詰まり等を起こして、十分に機能が発揮できないということも分かりましたので、併せて、こちら浄化槽だけで500万円ほどかかっているんですが、そちらの修繕等をさせていただきます。以上です。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 1点目は分かりましたけれども、なかなか募集がこちが望むほど集まらないということに関しては、時給の引き上げですとか、それから、広報の効果的な対応ですとか、何らかの対応が今後必要じゃないかというふうに思うんですけれども、お考えになっていることがあるのかどうか、お願いします。

それから、2点目の修繕料ですけれども、かなり大規模で深刻な修繕が入ったということは分かりました。ただ、やはり先回りして、ここが壊れそうだとか、相当老朽化も進んできている。いつこれは変えなければいけないという、そんなスケジュールを計画的にしっかり点検をした上で立てていかなければいけないというふうに思うわけですが、なかなか点検して計画的な対応という仕組みがうまく回っていないのかなという感じが聞いていてしたんですね。

ですから、今後、大規模な修繕、建て替えという話が一般質問で出てまいりました。それがいつになるかって分からないんですけれども、そこまでうまく持たせなければいけない。すごくお金がかかるものを、その直前に行ったら非常にこれは効率が悪いわけで、その辺の計画的な修繕というのが、これまで以上に求められていくんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこら辺はどんなふうにお考えになっているんですか。2点お伺いします。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、私のほうから1点目をまずお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、募集に関しては積極的に行っていくべきだと思っております。ただ、時給に関しては、実際には羽村市の時給単価、これに準じて決定をさせていただ

いております。職種によって、令和2年度に関しては1,020円であったり、1,300円であったり、1,560円というのは、羽村市の臨時の時給単価に準じて合わせてさせていただいております。

こちら、あとこれからの積極的なものとして、募集などが必要になってくるのですが、引き続き、ハローワークであったり、広報紙等、募集は引き続き行う予定をしておりますが、最近では、やはりインターネットを活用した募集なんかも出てきていると思いますので、そういったものもできるかどうかというのも、今後ちょっと考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 2点目のご質問の計画的な施設、設備の修繕についてお答え申し上げます。

今回、例えば、浄化槽につきましては、本来、今年度行う予定でいたんですが、どうしても大規模な修繕という形になって、夏休みにしか期間が取れないわけですね。たまたま新年度の予算を組むときに、ある程度の計画があって、これはいつやるという形のものがあるんですが、それで改めて定期点検を行っていく中で業者等に確認をしたときに、このままいくと、例えば、夏もたないかもしれないとかという話を予算の組み始めたときに言われましたので、それで需用費のところの不用額のご説明でも行いましたが、当初見込みよりも単価が安くなった関係で、流用してできるかなというような形で、また、普通2、3日でできるという形ではないので、給食を作っている期間には修繕が浄化槽はできませんので、これを春休みにやるという形を考えた関係で、夏まで待てなかった関係がありましたので、3月、春休みに入って準備をしておいていただいて修繕をしたという形になっています。

基本的には、計画的に何をするかということは、ある程度の順番はできています。

先ほどお話をした中で、平成10年頃にある程度機械を入れ替えていて、それがもうかなり年数がたっています。20年以上たっていますので、その中で、じゃあ、どれを優先的にやっつけようかというような形は、現場の者と話をしながら行っているという形を取っていますので、壊れそうだから、当然、事前に直すのは必要なんですけど、予定どおりできればいいんですが、施設が老朽化して、定期点検をしてもらった報告書の中でまた次年度の予算を組むようなときに改めて確認をして、その時期に間に合うのか、大規模な修繕をする場合は夏にしかできないので、そこまで間に合うのかというようなことを確認しながら予算を計上したり、計画を行ったりしている形になります。以上になります。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。石居議員。

○5番（石居尚郎） 何点か質問させていただきます。

まず、この令和2年度というのは、新型コロナウイルスの対応の中で、本当に学校給食組合としても安全・安心に最大限留意しながらこの1年間過ごされたのかなというふうに、決算書を見て拝察いたしました。その中で、まず、どういうふうな新型コロナウイルスの対策を取って安心・安全な給食をご提供されたのかということ。

それから、あとですね。監査委員の報告、意見書の中に「感染症拡大防止対策の観点から個包装のパン、牛乳、個包装のデザート等、簡易給食の提供で対応した」というと

ころがあるんですが、これに対する児童・生徒の声、保護者からの声、どういう声があったのか、どう対応されたのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの募集のところ、鈴木議員が触れましたけれども、やはり気になっているところで、今もホームページ等で募集をされているということでございますので、ここは重ねては質問しませんが、ぜひともよろしくお聞きしたいと思います。

それから、あと、もう1つは修繕のところ、一般質問でもありましたけれども、これから検討していくということですので、ただ、前提に瑞穂町と羽村市とで運営している学校給食組合ということになりますので、そうしてくると、いわゆる瑞穂町の考え方は、このままいわゆる学校給食組合でいくのか、羽村市としてもそういう意思でいくのかということ、まずそこはすごく大事なところだろうなと思っているんですが、その辺のところは意思疎通をした上で、先ほどの学校給食組合の事務局がまず案を作っていくという話に、多分順番としてはそうなると思うんですが、そこら辺はどういうような認識で先ほどの答弁になったのかというのを、決算書の中でお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） まず、1項目のコロナウイルス感染症の拡大防止対策について、組合でどのようなことに取り組んでいたかということについてお答えさせていただきます。

学校給食につきましては、「学校給食管理衛生基準」という基準がございます。この基準につきましては、集団で食中毒を起こさないような形のもので、かなり厳しいもので、平成21年のときに「学校給食法」が改正されて、かなり厳しいものの基準が作られました。私どもの給食センターもそれに沿って行うという形になっておりますので、当然、このコロナの対策では、例えば、密にならないとか、手洗いをするとか、マスクをつけるという形の拡大防止対策基本がございましたが、まず、それを始める前に学校給食センターとすれば、職員につきましては既に手洗いの励行ですとか、マスクを着用するとかという形を取っています。

特に調理員につきましては、調理区域につきましては最初のお話があったとおり、例えば、検便を毎月やるとか、冬場についてはノロウイルスのチェックもかけるような形をして、まず食中毒を防止するための対策を取ということで、その基本とすれば、手洗いの励行ですとか消毒をする。また、調理員につきましては、爪については歯ブラシで洗浄をするとか、トイレのところについてはドアは自動で開くとか、できるだけ触らないようにする。水道については、手をかざせば水が出てくるような形を取っていますし、また、手袋についても、その都度使い捨てにしていくような形を取って、今までの衛生管理基準に重ねて、意識とすれば、例えば、不要不急の外出をしない、密にならないというような形を取っていただくよう、調理員の人たちにも周知しましたし、職員についても周知をさせていただきました。

また、羽村市が行っているコロナの対策本部会議で決まったことですか、情報提供があったことについては、職員や調理員に周知をして、そのことを守っていただくような形を取らせていただいて感染防止に努めたという形になります。

ですので、調理員の中で施設の中で感染したという形のものはありませんでしたが、家

族内感染という形で、子どもさんが感染して濃厚接触者になってしまったみたいな形の方は発生しましたが、施設内で感染をしたという形のものはありませんでした。

今後も、そのような衛生管理規準に沿った基準を順守して拡大防止に努めていきたいと思っております。

また、入り口に第1センター、第2センターとも体温計を置きまして、朝入ってくるときに体温を自分で測るとか、手をかざせば消毒液が出るような物も設置したり、あと、職員につきましては、毎朝、出勤したときに自分の体調に丸をつけることがあります。例えば、手にけがをしているとか、絆創膏を貼っているというような方は、そこに印をつけて内容を書くとか、下痢をしているとかいうような形までチェックをして、ほかのウイルス性の感染についても防ぐような形を取っていますので、今後も引き続きその対策を取っていきたくと考えております。

2つ目の簡易給食のお話ですか。4月、5月に給食がなくて、6月から羽村市、瑞穂町、授業を再開して給食の再開という形になりましたが、文部科学省からの通知等によりますと、配膳をするときに一番感染のリスクがあるということで、できるだけそういう形を避けるようにということが出ていましたので、パンと牛乳とデザートを提供させていただいた。これは個包装にさせていただいて、自分たちがみんな開けるような形になりましたので。ご飯という形にはいきませんので、毎回パンだけにさせていただいて、パンについても食パンとかいうわけじゃなくて、菓子パンですね。チョコレートが入っているとか、中に何か入っているような形のものにさせていただいて、それも食数が減りましたので、パンについては一回り大きいものにさせていただいて、カロリーの摂取が全部満たされるわけではないですが、それを補うような形を取らせていただいて、あとは牛乳でカルシウムですとか、そのほかにデザートをつけたという形で、6月1か月間行いましたが、中学生では少し少なかったのかなというお話が出ました。

おおむね良好だったということで、特にやめてほしいとかという形ではありませんでした。また7月からは普通の給食に戻しましたので、その後はお話としては、特に6月の簡易給食についてという形のこちらのほうには情報は参っておりません。以上になります。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 3点目、今後の建て替えの関係のものでございますが、羽村市と瑞穂町、今、一部事務組合で行っている形になります。当然、一部事務組合で行っているということで、大量調理による調理業務の効率化や食材を一括購入で調達することによるコストのメリットが生まれることですとか、良質で安全な食材を安価で購入できるという形のメリットはあります。それと衛生管理を一元的に管理することができる。提供給食の水準や人員配置、費用等のバランスがよいということで、羽村市と瑞穂町で一部事務組合を設立して、現在まで給食の提供を行っているという形になっていると思っております。

また、今後については、私どものほうで事務的に、今、資料をそろえる中では、例えば、当然、今までの方法としてのメリットもありますし、デメリットもあると思っておりますし、おのおの市、町で単独で建てた場合どのくらいかかるかとかいうことが、もし調べられれば、そういうことも比較させていただいて、その中で最初から例えば、一緒に

やるとか、別にやるとかという形ではなくて、検討の材料とはしていきたいと思いますが、組合とすれば、今まで40年以上やってきたメリットを引き続き行うことがいいのではないかと、私は個人的に思っていますので、それ以外に、例えば、PFIのやり方とかになったときのご提案の中で別々の方法があるかと、あと場所ですとかそういう形もあると思うんですが、いろいろな方法では考えていきたいと思いますが、一部事務組合には一部事務組合のメリットがありますので、そのことをまず前提で考えていきたいと。以上です。

○議長（小川龍美） 石居議員。

○5番（石居尚郎） ご答弁ありがとうございました。

簡易給食にしても、栄養価というのを最大限考えながら努力をしてこられたというのが分かりました。

それから、2点目のところですけども、あえてお聞きしたのは、管理者と副管理者がいらっしゃるんですけども、別々の方向に進むようなことがあったら、何のために計画したのかという形になってしまいますので、そのところがすごく大事ななと思ったことと、同時に、先ほどのいわゆる維持保全をその間どういうふうにしていくのかという計画というもの、また、人材をその間どういうふう確保していくのか、本当にこれから大事な局面に来ているんだという認識を改めてしておりますので、あえて質問させていただきました。今後ともよろしくお願いします。

別項目で1つお聞きしてよろしいでしょうか。

先ほど、事務局長のほうからご説明をいただいた議会費の10ページ、11ページのところで、議事録の作成をされたというご報告がありました。ホームページを拝見させていただいているんですけども、いわゆる議会のところで何年度にどのような内容のものが上程されたかというのが出ているんですが、そこにはその内容というものが出していないんですね。例えば、今日みたいな一般質問ということ、非常に大事な内容で、これは羽村市、瑞穂町に大きな影響を与えるようなことになってくると思います。そういった議事録の公開というもの、これもう随分前から私、この学校給食組合議会にいるときも、もっとオープンにすべきではないのかということをお願いした記憶があるんですが、いまだにそれが無いということなんですが、これはぜひホームページ上でもオープンにして、誰でも見られる環境というのをやっぱり作るべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 石居議員ご指摘のとおり、情報は公開することは大切だと思います。

現在の状況をお話させていただきますと、今、ホームページ上のサーバーは業者のところをお願いしている部分があるんですが、容量が少ないということで、出来ていないということで引継ぎをしております。

来年度といいますか、今、国も全体としてデジタル化に進んでおりますので、例えば、自分のところにサーバーを置くのではなく、クラウドにしたらどうかとか、それについて来年度予算に向けてですね、業者との、今、係には資料の請求をするように指示をしております。なので、すぐ来年度いつからというお話はちょっとできないんですが、新

年度に向けては予算措置を検討させていただいて、電子化されているものについては、そののところにいけば、サーバーのところに、クラウドにするとかいう形にして、できるだけ情報は公開するような形を取っていきたいと思います。以上です。

○議長（小川龍美） 石居議員。

○5番（石居尚郎） ありがとうございます。

再質問で聞こうとしたことを先に答弁させていただいてありがたいなと思ったんですが、いわゆるデジタル化というものがやっぱり羽村市でも課題になっていて、管理者である市長はそれを十分に知っていらっしゃるところなんです、ましてや学校給食組合議会となると、二つのそれぞれの議会も、我々も連携してこういったところに集ってくるとなってくると、そういったやっぱりデジタル化、そういう連携も必要でしょうし、今後、そこら辺の方向性、これもやはり瑞穂町と羽村市とが連携していただきながらスムーズにやっていく方向性をしっかりと構築していく必要があるのではないかなというふうに私も思ったんですけども、この議案を持ってくるにしても、わざわざそれぞれの議員のところに届けていただいて、修正があったらまた改めて届けていただいて、もう完全に時代に合わないような流れの中でご苦労を職員の皆さんがされておられます。むしろそういったところに対応するよりも、本当に安心・安全な給食をどう提供できるのか、今後のその方向性をどういうふうにするのか、そこにやはり力を注いでいただくことが大切かなと私も思っていますので、このデジタル化の方向性、また羽村市、瑞穂町との連携も含めたその方向性というものをぜひ示していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 今、議員ご指摘のとおり、国にしても、東京都にしても、市町村にしても、デジタル化進んでいく方向になっております。一部事務組合としても、必要なことだと考えております。

ただ、本当にすごく、ほかの一部事務組合に比べても給食組合のデジタル化は遅れていると思いますので、ただ、職員に専門的な知識のある者もいませんので、今、委託業務、管理委託をしていただいている業者ですとか、幾つか業者に話を聞いて、できることから、最初から全ていっぺんにやるというのはちょっと難しいと思いますので、例えば、まずはホームページのリニューアルをして、見やすくして、その中に項目別に、例えば、議会の日程ですとか、会議録とか、当然教育委員会もありますので、教育委員会の日程であるとか、教育委員会の会議録ですとか、そういうような形で、あとは献立だとかいう形で、今載せてあるものについてはそれをそのまま維持しますけれども、追加できるものについては追加していくような形で、また、紙ベースであるものをデジタル化してそれを載せていくような形になりますので、時間はかかるかもしれませんが、着実にできるような形で、来年度以降、予算措置をしていきたいと思っています。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。富永議員。

○2番（富永訓正） 事務報告書からちょっと1点確認させていただきたいんですけども、13ページになります。4番の給食残渣等処理料（1）の給食残渣及び一般ごみということで、①の第1センターは、令和元年度と令和2年度を比較しますと、全ての区分で減少しているんですけども、第2センターは、可燃物、不燃物、資源リサイクル、

これが前年度に比べると増えているんですね。これは先ほども出ましたけれども、6月の簡易給食の個包装の関係でそういった包装類が増えている影響が出ているのかなというふうに思うんですけども、その増えた要因、その辺を確認させていただきます。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 第2センターについては、元年度と比べて少しずつ増えているという形のもの確かでございます。それで、この残渣等リサイクルが減った理由は、当然、4月、5月に給食がなかったのも、食物残渣がなかったから減ったということになります。

資源リサイクルになっているところの少し量が増えているところにつきましては、これは2年に1度ぐらい周りの第2センターにある樹木の伐採をしているんですね。たまたま4月、5月とかに調理がなかったのも樹木の伐採をさせましたので、それが木材という形のものでチップにするような形で回収させていただいたという形で、多分この30キロほど増えているものという形になると思います。

また、可燃ごみにつきましても、同じような形で書類の片づけをしたり、そのほか、今、手元に資料がないので内訳があれですが、4月、5月に調理がない関係で中を片づけたりさせた関係のものが廃棄物として出たものではないかと、具体的に今資料がないので推測の部分もありますが、そのような形と思います。よろしく願いいたします。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） そうしますと、簡易給食とか全く無関係という話になるんですかね。その辺ちょっと改めて。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 簡易給食につきましては、牛乳パックにつきましては、4月から給食センターのほうで回収をして、これ一番下段のところに書いてございますが、第2センターのほうで破碎をしてリサイクルをしている形になります。その前までは、牛乳パックを配送した業者が、自分たちで持ってきて、持って帰るような形を取っていたんですが、令和2年度から東京都の教育委員会のほうから、「牛乳パックは回収しなくなるので各自治体で責任を持って処理するように」という通達が来まして、自治体によっては牛乳パック、子どもたちが開いて、洗って、乾かしてリサイクルするという形をやってくださいというところもありましたけれども、牛乳アレルギーの子とかがいますので、羽村市と瑞穂町とすれば、子どもたちにいくら注意してという形でも危ないので、機械を入れて破碎をして改めてリサイクルにしていましようという形で、第2センターのほうで行いましたので、簡易給食の牛乳パック、6月以降については全て集めた形のはリサイクルをしています。

また、簡易包装については、包装は各学校で、ストローと、ストローの回りの袋を外して給食センターには返してくださいという形で言っていますので、それで合わせてパンとかデザート回りのビニールの袋についてはひとまとめにして、学校のほうで処分をしていただいていますので、給食センターのほうには戻ってきませんので、この簡易給食を行ったことによって残渣が増えたという形ではないということになります。以上になります。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 今、富永議員が指摘した事務報告書13ページのところなんですけれども、残渣のリサイクル、調理前野菜室リサイクル、牛乳パックリサイクル、資源リサイクルなんかもありましたね。それぞれ業者にキロ40円で委託しているということなんですけれども、残渣はどういうところにリサイクルというのが使われているのか。野菜くずも。ご存知かと思うんですけど、羽村市の緑ヶ丘三丁目に食品の残り物からガスを発生して電気を起こす、そういう業者も現れてきているわけなんですけれども、残渣リサイクル、野菜くずリサイクル、牛乳パックは多分トイレットペーパーなんかになるのかなとちょっと想像するんですけど、主に2つは、どういうふうに使われているか、お尋ねいたします。

2点目は、牛乳パックリサイクルに関しては、事務報告書の6ページのほうで、今、事務局長にご説明いただいたことが載っているんですけど、ただ0円で、予算は60万円ほどあったのが0円で処理できましたよね。これは紙を業者がその後どこかに流すと、それでお金が得られるからということなのかなと思ったんですけど、なぜ0円でこれができるのか、お尋ねします。

最後にもう1点は、決算書が非常に読みにくくなっているんですね、今年度から。字が小さくて、目的別に線が引いてあったのが、引いてなかったりして、これはシステムがそんなふうになってしまっているのかと思いますが、我々は、監査の方が苦勞するだけなので、苦勞はしますけれども、何で読みにくくなってしまったのか、ちょっと最後は、お尋ねします。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 給食残渣等の処理についての処理先なんですけど、これは武蔵村山にあります比留間運送(株)というところへ運んでいます。そこに持っていきますと、それを堆肥化してくださるということで、そここのところに持ち込んでいます。1点目は比留間運送(株)という形になります。

2点目の0円の関係ですが、これにつきましては、牛乳パック、そここのところは昭島市の(株)大久保という業者になります。隣にグリコの協同乳業の配送所があって、その隣にあるところなんですけど、ルートとして私どものところへ持っていったものも含めて処理をしているということで、本来は処分手数料とかが必要ということで私どもは予算措置をしたんですけど、大量に処理をしているので一緒に0円でいいですよ。その代わり、ちゃんと異物は混入しないでくださいとかいう条件はつくんですが、児童・生徒の方がストローの包装紙だとか、ストローとか除いていただいて、ちゃんとその基準に沿った形を出していただいていますので、運送費だとかそういう形も含めて0円で結構ですよ。今後また、例えば、処分費がかかってくればご相談をさせていただきたいということで、0円という形で行っているものになります。

また、3つ目の決算書が見にくくなったという理由ですが、これにつきましては、今まで私どもの財務会計システムというのは羽村市の財務会計システムを使わせていただいております。羽村市の財務会計システムは、5階の情報システム課のところにサーバーがあったものが、LGWAN回線を使うという形でシステムが切り替わりました。業者は代わらないんですけど、サーバーでやっていたものがLGWAN回線を使うクラウド型に変わりました。

それで、本来でいけば、私どもも同じようにLGWAN回線ができるような形ならば同じ決算書になったところなんですけど、これ、LGWAN回線を引いてもらうという形になると、結構厳しい基準があります。別室がちゃんとあって、鍵がかかって、防犯上問題がないようなところという形になりますと、現在の給食センターではその条件が満たされなくてLGWAN回線を引くことができませんでした。そうすると単独でやるしかななくて、例えば、今、財務会計システム、違うメーカーで行っていますが、これは西多摩衛生組合さんが先に行っていた財務会計システムで、今、私たちが幾つか見た中で、西多摩衛生組合さんが先に使っているということもあったので、何か困ったことがあったときには話が聞けるのかなということを入替えをさせていただきましたので、本来でいけば、昨年までと同じような形のものにしたかったのですが、建物の物理的にできなかったということによってこのような形になってしまったということになります。以上になります。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 分かりました。

1点目のリサイクルなんですけれども、堆肥化ということで有効にリサイクルされているのかなというふうに思いました。恐らく、野菜くずに関しても一緒ということなのかなというふうに、頷いているので了解しました。

特に堆肥が良くて、電気が悪いなんていうことはないんですけれども、リサイクルのその先の在り方として、例えば、より価値があるから安くリサイクルしてあげましょみたいな、そんな分野とか新しいところも今後出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺は、世の中のテクノロジーですとか、処理のルートなんかを見極めて、どこでリサイクルするかというのは、常にアンテナを張っていただくという方向がいいのかななんていうふうにちょっと感じたものですから、それに関してお考えをお尋ねいたします。

それから、3点目の決算書が読みにくい件は分かりました。ただ、先ほどの石居議員の質疑でデジタル化を進めていくという中で、LGWANとの接続というのは今後もなくっていいのかという、そこは疑問に思うんですけれども、それはしなくても求められるデジタル化というのは進めていけるというふうにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（小川龍美） 石田事務局長。

○事務局長（石田哲也） 給食残渣のリサイクルにつきましては、いろいろな今方法が出てきていると思いますので、アンテナを高くして検討はしていきたいと思います。

まず、その前に、残渣が減るようにおいしい給食を出せるように努めていきたいと思っています。

2つ目のLGWAN回線の関係なんですけど、これやっぱりLGWAN回線、あれば、例えば、いろんなメリットはあると思いますが、例えば、今、西多摩衛生組合も多分引いてはいないと思うんですね、LGWAN回線。必要になって、基本的には各自治体が引いている部分が多くて、一部事務組合で多分まだ引いているところというのはすごく少ないと思います。

今後、メリットとデメリット、お金がかかって大変だって、設置するまでの基本的な初期投資にどのくらいかかるかということになりますと、電話でジェイリス（J-LI

S)等に確認しますと、「今の状況だととても無理ですね」って言われてしまいましたので、給食センターは。ですから、例えば、建て替えをするようなときに、特別に単独で部屋を設けて、鍵がかかって、空調設備があつてみたいなことでないとなかなか難しいとなると、それで果たしてどれくらいの、LGWAN回線つなげてその業務に効率化が求められるのかということとは別だと思しますので、まずは普通にクラウド化してホームページをリニューアルするような、できるところからやって、また、LGWANが本当に必要になれば、それに向けて検討はしていきたいと思いますが、まずは、ホームページだとかごく一般的などころのデジタル化を進めていきたいと思ひます。以上です。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。

（質疑なし）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり認定されました。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。

（渡辺監査委員退席）

○議長（小川龍美） 次に、日程第5、議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第9号資料のとおり、情報提供ネットワークシステムの設置、管理者が総務大臣から内閣総理大臣へ変更されたことに伴い、条例第26条第3項中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に変更するとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、同項で引用している法律の号番号を改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第6、議案第10号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者 (橋本弘山) 議案第10号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、先ほどご認定いただきました令和2年度の歳入歳出決算の確定に伴い、歳入歳出それぞれ2,154万4,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,018万3,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、繰越金について2,154万4,000円を増額するものであります。

次に、歳出では、予備費について2,154万4,000円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 (小川龍美) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入りますが、通告はありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第10号「羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第1号)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7、議案第11号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第11号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付しております議案第11号資料をご覧ください。

羽村市および瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。

このことから、当初予算策定時に推計しました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、23人の減で4,113人、瑞穂町の児童・生徒数は、1人の減で2,252人、合計では、24人の減で6,365人となりました。

したがって、変更後の分賦金を、羽村市は2億1,861万4,000円、負担割合が64.62%、瑞穂町は1億1,969万3,000円、負担割合が35.38%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第8、議案第12号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第12号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更」について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、秋川流域斎場組合が東京都市町村公平委員会に加入することについて、同委員会を共同設置する地方公共団体の協議により、その規約の変更を行う必要があることから、同条第3項の規定により、議会の議決をいただくものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第12号資料のとおり、別表に「秋川流域斎場組合」を加えるものであります。

なお、この規約変更は、東京都知事への届出の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第12号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を採決いたします。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。  
次に、日程第9、「議員派遣について」の件を議題といたします。  
お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午前11時40分 閉会